

充電設備公道等設置事業公募要領

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、公道等へ充電設備を設置することで、都内における公共交通の充電インフラ整備を促進し、電気自動車等の普及拡大を後押しすることで、運輸部門の脱炭素化を進めるため、「充電設備公道等設置事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

本要領は、本事業を都と連携して実施する事業者（以下「事業実施者」という。）を募集するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施内容

- (1) 事業実施者は、別紙1に示す公道上の設置候補地に充電設備を設置・運用する。
- (2) 充電設備の運用期間中において、道路管理者又は交通管理者から道路・交通管理上の指示等があった場合には、それに従うこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、都と事業実施者との間で、本事業の実施に関する協定を締結する。
- (4) その他、本事業の実施条件は別紙2のとおり。

3 実施期間

協定を締結した日から令和17年3月31日までとする。ただし、社会情勢や周辺環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 公募概要

(1) 事業提案書の提出

本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、設置候補地への充電設備設置に当たり、別紙2に示す実施条件を満たした内容の事業提案書を作成し、提出する。

(2) 事業提案書の内容

提出する事業提案書には以下の内容を含むこと。

ア 別紙1に示す充電設備設置範囲内における充電設備（付帯設備を含む。）のレイアウト図

イ 充電設備の仕様（型式、出力、構造図等）

ウ 実施する安全対策の一覧

エ 充電設備の運用方法（課金方式、充電方法、不具合時の対応等）

オ 事業実施体制図（緊急連絡体制表を含む。）

カ 収支計画（充電料金、想定利用回数、総事業費の想定等）

キ 運用計画（充電設備の保守・維持管理計画、希望運用期間等）

ク 充電設備の設置から運用開始までの想定スケジュール

ケ 急速充電設備の設置・運用実績

(3) 応募者の要件

応募者は、次の要件を満たす者とする。

ア 本事業の遂行に必要な組織及び人員を有すること。

- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ウ 都内に充電設備を設置・運用した実績を有し、かつ、安全面の確保等についても十分な管理能力を有すること。

(4) 欠格事項

- 次のいずれかに該当する者は、(3)に掲げる要件を全て満たした場合であっても、応募者となることはできない。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定のいずれかに該当する者
 - エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
 - オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - カ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
 - ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項の規定に基づく排除措置の期間中である者

(5) 共同応募

2者以上が共同で応募すること（以下「共同応募」という。）も可能とする。その場合、代表者を定めて応募しなければならない。

なお、共同応募の要件は、全ての構成員が（4）の欠格事項に該当せず、かつ、代表者が（3）の要件を満たすこととする。

(6) 全体スケジュール（予定）

内容	日程
公募要領等資料の公表	令和7年12月22日（月曜日）
質問の受付	令和8年1月5日（月曜日）から 令和8年1月9日（金曜日）まで
質問への回答	令和8年1月16日（金曜日）
事業提案書の提出	令和8年1月26日（月曜日）から 令和8年2月6日（金曜日）まで
審査委員会実施及び結果通知	令和8年2月下旬から令和8年3月上旬
事業実施者との協定締結、詳細協議の開始	令和8年3月中旬

5 財産の帰属

本事業の実施に伴い設置した充電設備等の所有権は、全て事業実施者に帰属するものとす

る。

6 免責事項、注意事項等

応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこと。

- (1) 資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とする。
- (2) 事業実施者は、別紙3に示す事業実施者が担当する業務において、全ての責任を負うものとする。
- (3) 事業実施者は、本事業の適切な遂行を確保する必要があると都が認めるときに、都が実施する事業実施者の営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じなければならない。
- (4) 都が本事業の適切な遂行に当たり、改善の必要を認めた場合は、実施事業者は、都と協議の上、具体的な改善策を実施すること。
- (5) 道路管理者又は交通管理者の指示等により、本事業を中断又は中止する場合において、事業実施者が既に負担した費用や機会損失について、都（警視庁を含む。）は負担しない。

7 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次のアからクまでの書類を保存した電子媒体（Word、PowerPoint等作成時の元データ及び当該データをPDFに変換したデータ）1部を都に提出するものとする。

なお、紙に出力しA4判のファイルに綴じたもので提出することも可とするが、このときは、正本1部（両面印刷）、副本4部（両面印刷）及び電子媒体1部（DVD-Rに元データを保存したものとする。）を都に提出するものとする。

また、添付書類として、法人の場合はウからカまでの書類、個人の場合はキ及びクの書類各1部を都に提出する。

なお、応募者の本人確認等を行うため、追加で資料の提出を求める場合や都から電話等で確認を行う場合がある。

- ア 参加申込書 様式1
イ 事業提案書 様式2

（応募者が法人の場合）

- ウ 会社概要（設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、年間売上高等）
エ 法人の履歴事項全部証明書（写し）（発行日から3か月以内のものに限る。）
オ 定款又は寄附行為（写し）
カ 過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる計算書面（写し）

（応募者が個人の場合）

- キ 事業概要（開業日、事業内容、年間売上高等）
ク 確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）

(2) 提出方法

- （3）の提出先へ、原則として電子メール又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出

するものとする。ただし、やむを得ない場合は、持込により提出も可とする。

なお、電子メールでの提出の場合、メール受領から数日以内に都から確認のメールを送付する。受領確認メールが届かない場合は、都に電話で到達の確認をすること。

(3) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

メールアドレス : S0291502@section.metro.tokyo.jp

(4) 提出期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月6日（金曜日）まで（必着）

やむを得ず持込による提出を行う場合は、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除き、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに提出先に持ち込むものとする。

8 質問の受付及び回答

本事業に関して、質問事項がある場合は、次の方法によること。

(1) 質問方法

様式3「質問票」に必要事項を記載の上、(2)の提出先に電子メールにて送付する。

なお、電話や訪問等、電子メール以外の方法による問合せについては、対応しない。

(2) 提出先メールアドレス

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

S0291502@section.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和8年1月5日（月曜日）から令和8年1月9日（金曜日）午後5時受信分まで

(4) 回答

令和8年1月16日（金曜日）までに東京都産業労働局のホームページ上に掲載する。原則として個別回答は行わない。

9 事業実施者の選定審査

(1) 審査の手続き

ア 都は、応募者について、別に定める審査委員会において審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業者を1者選定する。

イ 事業提案書の内容について、審査委員会に先立ち、応募者に確認を行うことがある。

ウ 選定可能な事業者がいなかった場合は、事業者なしとすることがある。

(2) 審査基準

事業実施者の審査の詳細は、都が別に定める選定要領によるものとする。

なお、審査基準の概要は、別紙4のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査の結果については、全ての応募者（共同応募の場合は代表者）に対して通知する。

(4) 提出書類の著作権

都は、応募者の提出書類の内容について、事業実施者の選定に係る審査のために、応募者

の承諾を得ることなく使用できるものとする。

(5) 選定結果の取消

都は、事業実施者を選定した後において、応募内容に虚偽のあることが判明した場合や協定等を締結しない場合など、事業実施者がこの要領に定める手続きに違反したときは、事業実施者の選定を取り消すことができる。

(6) 事業提案書の変更

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者が提出した事業提案書について、事業実施者と協議の上、必要な変更を求めることができる。

(7) 事業実施者の公表

都は、事業実施者を選定した後において、事業実施者の名称を東京都産業労働局ホームページ等において公表する。

10 その他

(1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出物は返却しない。

(3) 採用された提案に係る提出物の所有権及び全ての著作権は都に帰属するものとする。

なお、提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、事業実施者の費用及び責任において行うものとする。

(4) 応募書類の提出後に本事業への応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。

11 問合せ先

東京都産業労働局 産業・エネルギー政策部 事業者エネルギー推進課

電話番号：03-5320-7884

メールアドレス：S0291502@section.metro.tokyo.jp

(審査経過等に関する問合せには応じない。)